

## 【韓国】ドローンの商業利用の促進等に係る法改正

海外立法情報課 藤原 夏人

\* ドローン（無人飛行装置）の利活用の促進及び関連産業の振興を目的として、2017年8月9日、航空安全法及び航空事業法が改正され、同年11月10日に施行された。

### 1 背景

現在、アメリカを始めとする世界各国で、軍事用のみならずレジャーや商業利用を目的としたドローンの開発や利活用が進められている。韓国においても、2017年7月に公表された「文在寅（ムン・ジェイン）政府国政運営5か年計画」の中で、ドローン関連産業を第4次産業革命推進の一翼を担う新産業の1つに位置付けている（本誌273-2号（2017年11月）p.14参照）。

2016年の韓国のドローン関連産業の市場規模は704億ウォン（1ウォンは約0.1円（平成29年12月分報告省令レート））と推定されているが、2017年には1316億ウォンに拡大すると見込まれている。国土交通部（部は省に相当）は、市場規模を2026年までに4兆1千億ウォンに拡大させることを目標としており、現在、「ドローン産業発展基本計画」の策定を進めている。

### 2 ドローンの法律上の位置付け等

韓国の航空関連法規では、航空機等の種類は大きく「航空機」、「軽量航空機」及び「超軽量飛行装置」の3つに分類されており（航空安全法第2条）、ドローンは超軽量飛行装置の1種である「無人飛行装置」に分類される（ただし、燃料を除く機体重量が150kgを超える場合は航空機の1種である「無人航空機」に分類される。以下、無人飛行装置としてのドローンを扱う。）。

ドローンの利活用に当たっては、機体重量や用途により、機体の申告、事業登録等を行うことが義務付けられている（表参照）。また、ドローンを飛行制限区域や高度150m以上で飛行させる場合は、事前に国土交通部長官（以下「長官」）の飛行承認を得なければならない（航空安全法第127条）。

なお、ドローンの操縦者に対しては、落下物の投下禁止、飲酒状態での操縦禁止等の遵守事項が規定されている（航空安全法第129条第1項及び同法施行規則第310条）。

表 ドローンの利活用に必要な手続等

用途区分	機体申告・抹消	安全性認証	事業登録	保険登録	操縦資格 (満14歳以上)
事業用	25kg超	○	○	○	○
	12kg超～25kg	○	×	○	○
	12kg以下	○	×	○	×
非事業用	25kg超	○	○	×	×
	12kg超～25kg	○	×	×	×
	12kg以下	×	×	×	×

(注) ○は要、×は不要を表す。安全性認証の重量区分は最大離陸重量、それ以外は機体重量（燃料を除く。）。  
(出典) 国土交通部報道資料（2017年7月18日）等を基に筆者作成。

### 3 法改正の主な内容

2017年7月18日、ドローンの商業利用促進等のための航空安全法及び航空事業法の一部改正法律案が国会本会議で可決され、同年8月9日に公布された。主な内容は次のとおりである。

#### (1) ドローン操縦資格に係る実技試験場等の整備（航空安全法第125条第3項新設）

最近のドローン操縦資格（法律上の名称は「超軽量飛行装置操縦者証明」）の受験者急増に対応するため、長官が、ドローン操縦資格に係る実技試験場、教育施設等を指定・設置・運営することができる法的根拠が新設された。

#### (2) 個人情報保護の範囲拡大（航空安全法第129条第4項）

法改正前は、ドローンによる情報収集から保護すべき対象として、個人情報保護法等で規定されている「個人情報」（個人を特定できる情報）及び「個人位置情報」（特定個人の位置情報）のみが規定されていた。今回の法改正により、保護対象が、個人情報及び個人位置情報を含む個人の公的・私的生活及びそれに関連した情報（プライバシー関連情報）に拡大された。

#### (3) 夜間・目視外飛行のための特別承認制の導入（航空安全法第129条第5項新設）

法改正前は、ドローンの夜間飛行（日没から日の出まで）及び目視外飛行（肉眼で識別できない状態での飛行）は、前述の遵守事項で禁止されていた。

今回の法改正により、国土交通部令で定めるところにより長官の承認を受けた操縦者に対し、当該承認の範囲内で夜間及び目視外の飛行を認めるドローンの特別承認制が導入された。これにより、ドローンの商業利用（夜間のスポーツ中継等）の道が拡大した。

#### (4) 公共目的の場合の適用除外の明文化（航空安全法第131条の2新設）

軍用、警察用又は税関用のドローン及びその関連業務に従事する者に対し、航空安全法を適用しないことが明文化された（同条第1項）。

また、国の機関等が、ドローンを災害等に係る捜索・救助、火災消火、救急患者の搬送その他国土交通部令で定める公共目的により緊急に飛行させる場合も、航空安全法の一部の条項（前述の遵守事項等）を適用しないことが明文化された。ただし、国の機関等が国土交通部令で定めるところにより安全管理策等を整備した場合に限られる（同条第2項）。

#### (5) ドローン関連産業の活性化（航空事業法第69条の2新設）

国が、ドローン（無人航空機を含む。以下同じ）関連産業の基盤整備、ドローンの安全技術、運営管理体制等に関する研究開発、専門人材の養成、優秀企業の支援・育成、ドローンの利用促進・普及、飛行試験施設等の設置・運営等の事業を推進する法的根拠が新設された。

参考文献（本稿におけるインターネット情報は2017年12月7日現在である。）

- ・「[2008052] 항공안전법 일부개정법률안(대안)(국토교통위원회)」 <[http://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC\\_B1R7U0K7A0Y5S1C6T3O9B1F3M9J6H9](http://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC_B1R7U0K7A0Y5S1C6T3O9B1F3M9J6H9)>
- ・「[2008051] 항공사업법 일부개정법률안(대안)(국토교통위원회)」 <[http://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC\\_S1D7X0I7R0Q5Z1Q6F3E7Z1Z2F5K4O1](http://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC_S1D7X0I7R0Q5Z1Q6F3E7Z1Z2F5K4O1)>
- ・국토교통부 「4차 산업혁명 시대의 골든타임을 잡아라... 국토부, 드론 산업의 '십년지계 (十年之計) ' 제시」 2017.8.17. <[http://www.molit.go.kr/USR/NEWS/m\\_71/dtl.jsp?lcmepage=1&id=95079431](http://www.molit.go.kr/USR/NEWS/m_71/dtl.jsp?lcmepage=1&id=95079431)>